

**令和 6 年能登半島地震の被災者の方に関する
郡山市の固定資産税・都市計画税の取扱いについて**

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

このたび、令和 6 年度固定資産税・都市計画税については、納税通知書を送付いたしましたが、本市においては、被害の状況等を考慮し、令和 6 年 1 月 30 日付け郡山市告示第 430 号（裏面参照）により、市税の申告や納付等の期限を延長する措置を講じておりますので、お知らせします。

1 対象者

次の要件のいずれかに該当する方

- (1) 次の指定地域に住所又は主たる事務所等を有する個人又は法人の方
- (2) 次の指定地域に住所を設定されている納税管理人又は納税義務者の相続人代表者の方

指定地域：石川県、富山県

2 納付期限について

- (1) 当面の間、納付期限は定めておりません。
- (2) 新たな告示により納付期限を定めましたら、個別にお知らせします。

3 納付について

- (1) 納付書が同封されている方

- ①通常どおり、納付書を使って納付できます。
- ②納税通知書に記載された各期の納期限以降に納付される場合は、納付書を再発行いたしますので、お手数ですが下記連絡先へご連絡ください。

- (2) 口座振替の登録がある方

- ①誠に申し訳ございませんが、原則として納税通知書に記載された各期の納期限の日に、引き落としさせていただきます。
- ②引き落とし日の延期を希望される方は、お手数ですが、5月27日(月)までに、下記連絡先へご連絡ください。

4 延滞金について

納税通知書に記載された各期の納期に関わらず、新たな告示により郡山市が定める延長後の納付期限までは延滞金は発生しません。

このお知らせの内容にご不明な点がございましたら、下記連絡先へご連絡ください。

連 絡 先 郡山市税務部資産税課 管理係
電話番号 024-924-2091
E-mail:shisanzei@city.koriyama.lg.jp